

厚生労働大臣が定める掲示事項

1、 当施設は、厚生労働大臣が定める基準に基づいて

「特殊疾患病棟入院料2」の届出を行っている保健医療機関です。

当病棟では1日に15人以上の看護要員（看護師・准看護師・看護補助者）が勤務し、そのうち看護師が8名以上勤務しています。

[看護要員]

8時00分～17時00分 1人当たりの受持数は 9名以内です。

17時00分～ 8時00分 1人当たりの受持数は25名以内です。

[看護補助]

8時00分～17時00分 1人当たりの受持数は 4名以内です。

17時00分～ 8時00分 1人当たりの受持数は50名以内です。

2、 入院時食事療養費について

当施設では、入院時食事療養（I）の届出を行っており、

管理栄養士によって管理された食事を適時適温（夕食は午後6時以降）で配膳しております。

3、 当施設は、患者様の負担による付き添い看護は行っていません。

令和1年9月1日

管理者 須藤 徹